

令和元年度第5回佐倉市農業委員会総会会議録

- 1 期日 令和元年8月8日(木)午後 2時30分開会
- 2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室
- 3 出席委員(13名)

3番 鈴木孝徳	4番 石渡文久
5番 三須健行	7番 長澤正昭
8番 山崎宏	9番 羽根井直子
10番 石田和久	11番 椎名稔男
12番 兼坂仁	13番 木内正夫
14番 眞野文雄	15番 三門増雄(議長)

書面表決委員(1名)

2番 渡貫茂

- 4 欠席委員(1名)

1番 清宮正

5 議事日程

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名人の選任
- 第3 議案審議

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第3号	令和元年度第5次農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 湯浅明弘

主査 久保木豊

---

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

定刻の前でございますが、皆様お集まりいただいておりますので、ただ今から、令和元年度第5回農業委員会総会を開催させていただきます。

総会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

始めに、次回の総会でございますが、9月6日（金）に開催を予定しております。

続きまして、さる7月29日（月）に、成田東武ホテルエアポートにおきまして、印旛沼地区農業農村整備事業推進協議会令和元年度総会が行われまして、三門会長と事務局の相川が出席いたしました。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 皆様方には、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。梅雨明け後、もの凄い暑さになっていますが、体に気を付けて、過ごしていただきたいと思います。7月26日に、清宮委員さん、入院されていますが、面会できるということで、私と石田会長職務代理者と、お見舞いに行って来ました。思ったより元気で、皆様によろしくと言っていました。リハビリに励んでいるようで、復帰は、もう少し先になるのかなという状況だそうです。また、議員の選挙がありまして、新しく、新議長と副議長が決まりましたので、先程、役員で挨拶に行って参りました。来年に委員の改選もあるものですから、来年に向けての予定の話とか、協力を要請してまいりました。

それでは本日も、慎重な審議の程お願いします。

会議を始めます。

只今の出席委員は13名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和元年度第5回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、3番「鈴木 孝徳委員」、議席番号、4番「石渡 文久委員」を、会議録署名人に指名いたします。

### ◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第3号 令和元年度第5次農用地利用集積計画の決定について  
議案第4号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について  
以上、4議案でございます。

それでは、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局長

### ◎議案第1号の説明

○事務局長 議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

第1項は、■■■■、■■夫妻が、■■の畑1,549㎡の内499.25㎡を、専用住宅用地として、転用しようとするものでございます。

申請地は、■■■■■■■■の小規模な農地で、第2種農地と思われます。

計画としましては、■■■■の母親の所有する畑に、建築面積111.37㎡の専用住宅を建設するもので、雨水は雨水浸透枳により処理し、県道側溝へ放流、生活用雑排水については、合併浄化槽により処理した後に、県道側溝へ放流するものでございます。

許可要件につきましては、議案第1号の許可要件調査書のとおりであり、許可要

件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、議案第1号については申請人を呼んであります。

それでは、議案第1号の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請人の代理人の、建築事務所の■■■■■■■■■■の■■■と申します。建築の方を請け負っております。隣に座っている人は、申請人の■■■■■さんです。■■■■■と申します。よろしく願いいたします。■■■の2115番地にお住まいになっておりまして、結婚されて、現在は■■■■■のアパートに住んでおられますが、家には、現在、お母様が、お一人で住んでいます。今回、道の反対側の土地に家を建てて、佐倉の方に戻って来るという事でございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。椎名委員

○椎名委員 議席番号11番椎名です。畑1,549㎡の内499.25㎡を転用されるということですが、残りは畑として残すのですか。

○議長 申請人、お願いします。

○申請人 今の現況のまま、使用いたします。

○議長 椎名委員

○椎名委員 残りを畑ということですが、よく、残りの部分を無断転用される方がいますので、その点は気を付けて下さい。資材置場とか駐車場にしないようお願いいたします。

○申請人 はい。

○議長 他に何かございますか。よろしいですか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第1号について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてでございます。事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

#### ◎議案第2号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてでございます。

■■■■■■■■番、田、1,421㎡、■■■■■■■■番、田、730㎡、■■■■、■■■■番、畑、1,064㎡の3筆は、平成30年4月9日の農業委員会総会で、許可相当となり、その後千葉県に進達され、平成30年4月26日付で太陽光発電施設用地として千葉県の許可を得ましたが、代表社員が海外赴任のため、事業を進める事が出来なくなったため、許可内容についての変更はなく、■■■■■■■■■■へ権利を承継し、許可内容についての変更はなく、同一事業を進めるものでございます。

許可要件につきましては、議案第2号の許可要件調査書のとおりであり、許可要件を満たすものと考えます。

なお、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第2号について事務局より説明がありましたが、議案第2号については申請人を呼んであります。

それでは、議案第2号の申請人を入場させてください。

———（申請人着席）———

○議長 申請人の方は、ご苦労さまでございます。

自己紹介の後、申請の概要についてご説明をお願いします。また、発言の際は、議長の許可を得てから、お願いいたします。

———（申請人説明）———

○申請人 申請人の■■■■■■■■■■の■と申します。よろしく申し上げます。申請人の代理人の■■■の■■と申します。よろしくお願いたします。

概要の方の説明をさせていただきます。

別の会社で申請して許可を得ていたのですが、会社の代表者の方が、商社に勤務しており、海外への勤務が決まってしまう、このままでは、事業が出来ないという事で、この度、■■■■■■■■■■さん、太陽光の事業を行っている会社ですが、事業を継承する事となりました。以上でございます。

○議長 ただいま、申請人より説明がございましたが、何かご質問等がありましたら、お願いいたします。石田委員

○石田委員 議席番号10番石田です。以前の申請者の■■■■■■■さんがお見えになった時に、お話をさせていただいたんですが、非常に、申請地の道が狭小でございます。交通等また農耕車両等通りますので、充分注意していただきたいと思っております。

○申請人 はい。

○議長 他に何かございますか。羽根井委員

○羽根井委員 議席番号9番羽根井です。議案第2号の■■■の太陽光発電の申請ですが、現地は道路が非常に狭く、申請地に住宅が隣接していますので、工事に際しては十分注意をお願いします。また、住宅の方にパネルの光等の影響はないのでしょうか。住人の方には、説明をされていますか、お聞きします。

○議長 申請人

○申請人 今回の以前の申請者が、経済産業省の認可から全て、行っております。事業者が変わっただけなので、前回、行っております。

○議長 羽根井委員、よろしいでしょうか。

○羽根井委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、申請人は退席をお願いいたします。

———（申請人退席）———

○議長 申請人が退席しましたので、これより採決をいたします。

議案第2号について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、令和元年度第5次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、議案第4号の農用地利用配分計画（案）に対する意見と関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

### ◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の3ページをお願いいたします。

議案第3号 令和元年度第5次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあつ

り、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、賃貸借権の設定、11件、16筆、地積24,479㎡でございます。

詳細でございますが、議案の4ページ～6ページをお願いいたします。

申請番号1番～10番まで、農業経営規模拡大のため、申請番号11番は農地中間管理事業を活用するため、期間は、5年～8年間を設定しようとするものでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

次の議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の7ページ～9ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、1農業者が、小篠塚の水田2筆、合計1,579㎡の農地を借りうけるものでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われ

ます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号及び議案第4号について事務局より説明がありましたが、本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入场させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。

自己紹介をお願いいたします。

○農政課 青山 農政課の青山でございます。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

何かご質問がありましたら、お願いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内でございます。議案の番号1の、■■■■■■■■■■  
■■■なんです、こちらの会社はどのような会社なのか説明をお願いします。



○議長 農政課

○農政課 青山 ■■■■■■■■■■について、説明させていただきます。■■■  
■■番地に事務所がありまして、主に大根を生産しています。千葉県ですと■■■  
を中心に■■■■、■■■■の方で展開しておりまして、■■■の方でも大根を生  
産しております。この大根の方は、■■■■番地の方で、■■■■に使う、「■  
■」の加工をしています。以上でございます。

○議長 木内委員よろしいでしょうか。

○木内委員 はい。

○議長 他にご質問はございますか。椎名委員

○椎名委員 議席番号11番椎名です。気になっていたんですが、農用地利用集積  
計画ですが、承認された後に、推進委員の方には通知されているのでしょうか。

○議長 農政課

○農政課 青山 通知はしていません。公告という形で掲示はしております。

○議長 椎名委員よろしいですか。

○椎名委員 推進委員も知っていた方が良くないのでしょうか。

○議長 事務局

○事務局 久保木 事務局の方から、説明させていただきます。利用集積、貸し借  
りをする前、例えば、地元の担当区域の農業委員、農地利用最適化推進委員に仲立  
ちをしていただいている場合もあります。今回、江原等は、農業委員の兼坂委員さ  
ん、推進員の兼坂精一さんに、借りられる農家の方は、借りる事に関して問題は無  
いかとか、そのような事を確認したりしています。状況については、担当地区の委  
員さんは、把握している事になります。以上でございます。

○議長 椎名委員よろしいでしょうか。

○椎名委員 解りました。

○議長 他にご質問はございますか。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内です。■■■■さんですが、年間従事日数は、それ程気にしなくて良いのでしょうか、従事日数が60日となっておりますが、差し支えなければ教えていただきたいのですが。

○議長 事務局

○事務局 久保木 答えさせていただきます。年間従事日数ですが、ご本人の方から、農地台帳への申請で、60日で申請されているのですが、農地法上だと、農業者の最低従事日数は60日と規定されています。実際、■■さんは、60日以上やられていると思うのですが、法律上60日と規定されていますので、■■さんの方は、最低限の日数にしたものと思われま。以上でございます。

○議長 木内委員よろしいでしょうか。

○木内委員 はい。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席をお願いします。  
農政課の職員が退席しましたので、これより採決をいたします。  
議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。  
よって、議案第3号は、承認と決しました。  
続きまして、議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。  
よって、原案のとおり決定と決しました。  
以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。  
慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

議案の10ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの1件、1筆、専用住宅及び共同住宅用地としようとするもの1件、1筆でございます。

次に、11ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

駐車場用地としようとするもの1件、1筆、専用住宅用地としようとするもの2件、2筆でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

山林として地目変更申請のあったもの、3件、3筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、2件、3筆、宅地として地目変更申請のあったもの、1件、2筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第5回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===